

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団  
評 議 員 会  
議 事 次 第

日時：2026年3月30日(月) 13時30分～  
場所：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階  
公益財団法人日本陸上競技連盟 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

- ・ 第1号議案 定款の変更について
- ・ 第2号議案 清算人の選任について
- ・ 第3号議案 代表清算人の選定について
- ・ 第4号議案 財団解散に伴う規程類の改正について

(2) 報告事項

- ・ 東京 2025 世界陸上財団の解散について
- ・ 東京 2025 世界陸上 大会収支の最終見通しについて

3 閉 会

【配付資料】

- ・ 定款の変更について ……資料 1
- ・ 清算人の選任について ……資料 1
- ・ 代表清算人の選定について ……資料 1
- ・ 財団解散に伴う規程類の改正について ……資料 2
- ・ 東京 2025 世界陸上財団の解散について ……資料 1
- ・ 東京 2025 世界陸上 大会収支の最終見通しについて ……資料 3

## 当財団における大会後の残務状況

- 当財団は、東京2025世界陸上の準備及び運営に関する事業を行い、もって東京2025世界陸上を成功させることを主たる目的として設立された公益財団法人である。
- 大会開催後は、各契約に基づく支払いや大会報告書の作成、当財団が保有する資産の保管・承継、レガシー継承に向けた事業の構築等の業務を着実に進めてきた。
- 大会運営関連の業務は完了しており、令和8年3月末時点の残務は、すべて清算に関する事務のみとなることから、定款第42条に規定する「東京2025世界陸上終了後の残務の結了」により解散する。**

### 定款第42条（解散）

**当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由のほか、東京2025世界陸上終了後の残務の結了によって解散する。**

## 解散日

令和8年3月31日（火曜日）

## 清算期における業務

清算の目的の範囲内においてのみ存続し、法令上、以下の業務を行う。

- ①現務の結了
- ②債権の取立て及び債務の弁済
- ③残余財産の引渡し

## 清算期における業務執行体制

- 清算人は、清算法人の業務を執行（理事は解散日をもって退任）
- 監事は、清算期においても現行の2名体制を継続
- 会計監査人という法定機関は消滅するが、2025事業年度決算の監査を行う令和8年6月までは監査法人（現会計監査人）による監査を実施し、実質的な三様監査体制を維持

## 事務局体制

- 総務部門、財務部門、監査部門を設置
- 事務局職員は10名程度を予定

- 当財団が解散することを条件として、法令に基づき清算期に対応した内容に変更（令和8年4月1日施行予定）
- 清算期においては、理事に代わり**清算人**が業務を執行するため、役員に関する条文等を変更

### 主な変更点（詳細は定款本文及び新旧対照表参照）

（役員の設定）

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- （1）**清算人** 1名以上**3名以内**
- （2）監事 1名以上3名以内

（役員を選任）

第25条 **清算人**及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 **代表清算人は、評議員会の決議によって清算人の中から選定する。**

（**清算人**の職務及び権限）

第26条 **清算人**は、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 **代表清算人**は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

清算人（候補）

氏名	現在の職務
尾 縣 貢	現 公益財団法人東京2025世界陸上財団 会長
武 市 敬	現 公益財団法人東京2025世界陸上財団 事務総長

## 代表清算人（候補）

氏名	現在の職務
尾 縣 貢	現 公益財団法人東京2025世界陸上財団 会長
武 市 敬	現 公益財団法人東京2025世界陸上財団 事務総長

# 公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

## 定 款

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、ワールドアスレティックス（世界陸連）が主催し 2025 年に東京都で開催される東京 2025 世界陸上競技選手権大会（以下、「東京 2025 世界陸上」という。）の準備及び運営に関する事業を行い、もって東京 2025 世界陸上を成功させること、また、東京 2025 世界陸上を通じて、都民及び国民のスポーツの普及、振興を図り、健康増進と豊かな生活の形成に寄与するとともに、開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 東京 2025 世界陸上の準備及び運営に関する事業
- (2) 東京 2025 世界陸上の準備及び運営について、内外の関係機関、団体等との連絡及び協力に関する事業
- (3) 東京 2025 世界陸上を通じて、都民及び国民のスポーツの普及、振興を図り、健康増進と豊かな生活の形成に寄与する事業
- (4) 東京 2025 世界陸上を通じて、開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資するために必要な事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 当法人の設立に際して、設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。  
現金 金 3百万円

(基本財産)

第6条 当法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠のものであって、前条に掲げる財産及び評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において決議を得なければならない。

(清算事務年度)

第7条 当法人の清算事務年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 削除

(事務報告及び決算)

第9条 当法人の清算事務については、毎清算事務年度終了後、清算人が次の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1) 事務報告
- (2) 事務報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 貸借対照表の附属明細書

2 前項の書類のうち、第1号及び第3号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に清算終了の登記の時まで備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 削除

### 第4章 評議員

(評議員)

第 11 条 当法人に、評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

2 評議員は、当法人の清算人及び監事又は使用人を兼務することはできない。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 評議員としてふさわしくない非行があつたとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する清算事務年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 14 条 評議員に対して、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

## 第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 清算人及び監事の選任及び解任

(2) 評議員及び清算人、監事の懲戒処分

(3) 清算人及び監事の報酬等の額

(4) 清算人、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

(5) 貸借対照表の承認

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) 重要な財産の処分又は譲受け

(10) 重要な事項として清算人が評議員会に付議した事項

(11) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

2 前項に掲げるもののほか評議員会の運営に関し必要な事項は法令又はこの定款に定められた事項を除き、評議員会において定めるものとする。

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎清算事務年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、清算人が招集する。

- 2 評議員は、清算人に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、清算人は、評議員会の日の 5 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を掲載した書面により、その通知を発しななければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、清算人はあらかじめ評議員より書面又は電子メール等の電磁的方法（一般法人法施行規則第 92 条が定める電磁的方法をいう。以下同じ。）による承諾を得て、書面による前項の通知の発出に代えて、電磁的方法により招集の通知を発することができる。ただし、評議員の承諾は、評議員に対しあらかじめ招集通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示して得なければならない。
- 5 第 3 項、第 4 項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会は、互選により、評議員のうちから議長 1 名を選任する。

- 2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その評議員会に出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 清算人、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 清算人又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。清算人又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 清算人が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 清算人が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 清算人 1名以上3名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

(役員を選任)

第25条 清算人及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表清算人は、評議員会の決議によって清算人の中から選定する。

(清算人の職務及び権限)

第26条 清算人は、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表清算人は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、清算人の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、清算人及び使用人に対して清算に関する事務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(会計監査人の職務及び権限)

第27条の2 削除

(役員任期)

第 28 条 清算人の任期は、選任後 2 年以内に終了する清算事務年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する清算事務年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された清算人又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。なお、増員された清算人の任期は、他の在任清算人の任期が満了する時までとする。

4 清算人又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお清算人又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 清算人又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 30 条 清算人及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 清算人及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第 31 条 削除

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 削除

(権限)

第 33 条 削除

(招集)

第 34 条 削除

(議長)

第 35 条 削除

(決議)

第 36 条 削除

(決議の省略)

第 37 条 削除

(報告の省略)

第 38 条 削除

(議事録)

第 39 条 削除

## 第 8 章 事務局

(事務局の設置)

第 40 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 事務局の職員は、代表清算人が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、清算人の過半数をもって別に定めるものとする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 本定款は、評議員会の決議によって変更することができる。当法人の目的、事業、評議員の選任及び解任の方法についても、同様とする。

(解散)

第 42 条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由のほか、東京 2025 世界陸上終了後の残務の結了によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第 45 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 11 章 補則

(委任)

第 47 条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、清算人の過半数をもって定める。

(法令の準拠)

第 48 条 本定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従う。

## 第 12 章 附則

(設立者の名称・住所)

第 49 条 削除

(設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任方法)

第 50 条 削除

(設立時代表理事の選定方法)

第 51 条 削除

(設立初年度の事業年度)

第 52 条 削除

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第 53 条 削除

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

公益財団法人東京2025世界陸上財団 定款 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">公益財団法人東京2025世界陸上財団 定款</p> <p>第1条～第6条 (現行のとおり)</p> <p>(<u>清算事務</u>年度)</p> <p>第7条 当法人の<u>清算事務</u>年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第8条 <u>(削除)</u></p> <p>(<u>事務</u>報告及び決算)</p> <p>第9条 当法人の<u>清算事務</u>については、毎<u>清算事務</u>年度終了後、<u>清算人</u>が次の書類を作成し、<u>監事の監査を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事務</u>報告</p>	<p style="text-align: center;">公益財団法人東京2025世界陸上財団 定款</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第8条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p>

<p>(2) <u>事務</u>報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) <u>(削除)</u></p> <p>(4) <u>貸借対照表の附属明細書</u></p> <p>(6) ~ (7) <u>(削除)</u></p> <p>2 前項の書類のうち、<u>第1号及び第3号</u>の書類については、<u>定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号の書類については、承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 第1項の書類のほか、<u>監査報告</u>を主たる事務所<u>清算終了の登記の時まで</u>備え置くとともに、定款を主たる事務所<u>備え置くものとする。</u></p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第10条 <u>(削除)</u></p>	<p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>(7) キャッシュ・フロー計算書</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告</p> <p>(2) 会計監査報告</p> <p>(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿</p> <p>(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残</p>
--	---

<p>第4章 評議員</p> <p>(評議員)</p> <p>第11条 当法人に、評議員3名以上6名以内を置く。</p> <p>2 評議員は、当法人の清算人及び監事又は使用人を兼務することはできない。</p> <p>第12条 (現行のとおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する清算事務年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。</p> <p>第14条～第15条 (現行のとおり)</p> <p>(権限)</p> <p>第16条 評議員会は、次の事項について決議する。</p>	<p>額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。</p> <p>第4章 評議員</p> <p>(評議員)</p> <p>第11条 当法人に、評議員3名以上6名以内を置く。</p> <p>2 評議員は、当法人の理事及び監事又は使用人を兼務することはできない。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。</p> <p>第14条～第15条 (略)</p> <p>(権限)</p> <p>第16条 評議員会は、次の事項について決議する。</p>
--	---

<p>(1) <u>清算人</u>及び監事の選任及び解任</p> <p>(2) 評議員及び<u>清算人</u>、監事の懲戒処分</p> <p>(3) <u>清算人</u>及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) <u>清算人</u>、<u>監事</u>及び評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(5) <u>貸借対照表</u>の承認</p> <p>(6) 定款の変更</p> <p>(7) 残余財産の処分</p> <p>(8) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(9) 重要な財産の処分又は譲受け</p> <p>(10) 重要な事項として<u>清算人</u>が評議員会に付議した事項</p> <p>(11) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は法令又はこの定款に定められた事項を除き、評議員会において定めるものとする。</p> <p>(開催)</p> <p>第17条 評議員会は、定時評議員会として毎<u>清算事務</u>年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集)</p> <p>第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>清算人</u>が招集する。</p> <p>2 評議員は、<u>清算人</u>に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p>	<p>(1) 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任</p> <p>(2) 評議員及び理事、監事の懲戒処分</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認</p> <p>(6) 定款の変更</p> <p>(7) 残余財産の処分</p> <p>(8) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(9) 重要な財産の処分又は譲受け</p> <p>(10) 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項</p> <p>(11) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は法令又はこの定款に定められた事項を除き、評議員会において定めるものとする。</p> <p>(開催)</p> <p>第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集)</p> <p>第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p>
---	--

<p>3 <u>削除</u></p> <p>3 評議員会を招集するには、<u>清算人</u>は、評議員会の日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を掲載した書面により、その通知を発しななければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>清算人</u>はあらかじめ評議員より書面又は電子メール等の電磁的方法（一般法人法施行規則第92条が定める電磁的方法をいう。以下同じ。）による承諾を得て、書面による前項の通知の発出に代えて、電磁的方法により招集の通知を発することができる。ただし、評議員の承諾は、評議員に対しあらかじめ招集通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示して得なければならない。</p> <p>5 第3項、第4項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。</p> <p>第19条（現行のとおり）</p> <p>（決議）</p> <p>第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) <u>清算人</u>、<u>監事</u>及び評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 基本財産の処分又は除外の承認</p>	<p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が評議員会を招集する。</p> <p>4 評議員会を招集するには、会長は、評議員会の日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を掲載した書面により、その通知を発しななければならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、会長はあらかじめ評議員より書面又は電子メール等の電磁的方法（一般法人法施行規則第92条が定める電磁的方法をいう。以下同じ。）による承諾を得て、書面による前項の通知の発出に代えて、電磁的方法により招集の通知を発することができる。ただし、評議員の承諾は、評議員に対しあらかじめ招集通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示して得なければならない。</p> <p>6 第4項、第5項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。</p> <p>第19条（略）</p> <p>（決議）</p> <p>第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 基本財産の処分又は除外の承認</p>
---	--

<p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 <b>清算人</b>又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。<b>清算人</b>又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第21条 <b>清算人</b>が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第22条 <b>清算人</b>が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p> <p>第23条 (現行のとおり)</p> <p>第6章 <b>役員</b></p> <p>(役員の設定)</p>	<p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報告の省略)</p> <p>第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p> <p>第23条 (略)</p> <p>第6章 役員及び会計監査人</p> <p>(役員の設定)</p>
---	--

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 清算人 1名以上3名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2～4 (削除)

(役員の選任)

第25条 清算人及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表清算人は、評議員会の決議によって清算人の中から選定する。

3～4 (削除)

(清算人の職務及び権限)

第26条 清算人は、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を一般法人法上の代表理事とする。

3 前項の代表理事を会長とし、会長以外の理事の中から副会長及び事務総長を置く。事務総長及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 当法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第25条 理事、監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事（会長）、副会長、事務総長及び事務総長以外の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執

<p>2 <u>代表清算人</u>は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 <u>（削除）</u></p> <p>（監事の職務及び権限）</p> <p>第27条 監事は、<u>清算人</u>の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 <u>（削除）</u></p> <p>2 監事は、いつでも、<u>清算人</u>及び使用人に対して<u>清算に関する事務</u>の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>3 その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。</p> <p>（会計監査人の職務及び権限）</p> <p>第27条の2 <u>（削除）</u></p>	<p>行する。</p> <p>2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>事務総長及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。</p> <p>3 会長、事務総長及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>（監事の職務及び権限）</p> <p>第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。</p> <p>3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>4 その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。</p> <p>（会計監査人の職務及び権限）</p> <p>第27条の2 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。</p> <p>2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。</p>
---	--

<p>(役員)の任期</p> <p>第28条 <u>清算人</u>の任期は、選任後2年以内に終了する<u>清算事務</u>年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する<u>清算事務</u>年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠として選任された<u>清算人</u>又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。なお、増員された<u>清算人</u>の任期は、他の在任清算人の任期が満了する時までとする。</p> <p>4 <u>清算人</u>又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお<u>清算人</u>又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>5 <u>削除</u></p> <p>(役員)の解任</p> <p>第29条 <u>清算人</u>又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決がかわることのできる</p>	<p>(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面</p> <p>(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの</p> <p>(役員及び会計監査人の任期)</p> <p>第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。なお、増員された理事の任期は、他の在任理事の任期が満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。</p> <p>(役員及び会計監査人の解任)</p> <p>第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決がかわることのできる評</p>
---	---

評議員の3分の2以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2～3 削除

(役員報酬等)

第30条 清算人及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 清算人及び監事は、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第31条 削除

評議員の3分の2以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、前条の任期にかかわらず評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

3 監事又は会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事は、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、一般法人法第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第198条において準用する第115条の規定により、理事(当

<p>第7章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第32条 <u>削除</u></p> <p>(権限)</p> <p>第33条 <u>削除</u></p> <p>(招集)</p> <p>第34条 <u>削除</u></p>	<p>法人の使用人でない者に限る。)及び監事との間、同法第198条において準用する第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第198条において準用する第113条で定める最低責任限度額とする。</p> <p>第7章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第33条 理事会は、次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当法人の業務執行の決定</li> <li>(2) 理事の職務の執行の監督</li> <li>(3) 代表理事（会長）、副会長、事務総長の選定及び解職</li> <li>(4) 業務執行理事の選定及び解職</li> <li>(5) その他法令又は定款に規定する職務</li> </ol> <p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。</li> <li>3 理事会を招集しようとする者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び監</li> </ol>
--	--

<p>(議長) 第35条 <u>削除</u></p> <p>(決議) 第36条 <u>削除</u></p> <p>(決議の省略) 第37条 <u>削除</u></p>	<p>事に対し、理事会の日時、場所、目的である事項を掲載した書面により、その通知を発しなければならぬ。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、会長はあらかじめ理事及び監事より書面又は電子メール等の電磁的方法（一般法人法施行規則第92条が定める電磁的方法をいう。以下同じ。）による承諾を得て、書面による前項の通知の発出に代えて、電磁的方法により招集の通知を発することができる。ただし、理事及び監事の承諾は、理事及び監事に対しあらかじめ招集通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示して得なければならない。</p> <p>5 第3項、第4項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。</p> <p>(議長) 第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。</p> <p>(決議) 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(決議の省略) 第37条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。</p>
---	---

(報告の省略)

第38条 削除

(議事録)

第39条 削除

## 第8章 事務局

(事務局の設置)

第40条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 事務局の職員は、代表清算人が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、清算人の過半数をもって別に定めるものとする。

第41条～第42条 (現行のとおり)

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第26条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは捺印又は電子署名する。

## 第8章 事務局

(事務局の設置)

第40条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務総長及びその他必要な職員を置く。
- 3 事務総長以外の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第41条～第42条 (略)

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第45条～第46条（現行のとおり）

第11章 補則

(委任)

第47条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、清算人の過半数をもって定める。

第48条（現行のとおり）

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第45条～第46条（略）

第11章 補則

(委任)

第47条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会において定める。

第48条（略）

第12章 附則

(設立者の名称・住所)

第49条 削除

(設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任方法)

第50条 削除

(設立時代表理事の選定方法)

第51条 削除

(設立初年度の事業年度)

第52条 削除

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第53条 削除

第12章 附則

(設立者の名称・住所)

第49条 当法人の設立者の名称及び所在地は次のとおりである。

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

公益財団法人 日本陸上競技連盟

代表理事 尾縣 貢

(設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任方法)

第50条 当法人の設立時評議員及び設立時理事並びに設立時監事は、設立者の決定によって選任する。

(設立時代表理事の選定方法)

第51条 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立初年度の事業年度)

第52条 当法人の設立初年度の事業年度は、第7条の規定にかかわらず、当法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

附 則

削除

附 則

この定款は、令和5年9月15日から施行する。

附 則

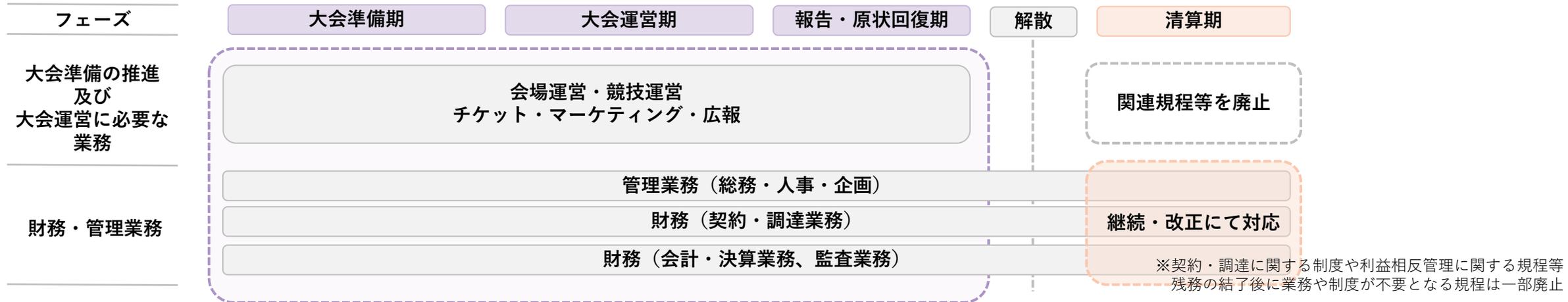
この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けることを停止条件として施行する。

- ・当財団は大会の準備及び運営に関する事業を行い、大会の成功を目的に設立された法人であるため、大会終了後は速やかに残務を終了し、解散登記をもって清算法人への移行を予定
- ・関連法令を踏まえ解散するにあたり、規程類を清算法人の業務内容に沿ったものとするため、規程の改正等を行う。

### 清算法人業務と規程

財団が残務の結了※を迎え、財団業務は限定的となるため、清算期の業務内容※に照らし、不要となる規程等は解散をもって廃止とする。

※残務の結了 …大会後、大会に関する業務が全体的に完了しているといえる状態（残務が基本的に解散・清算に向けての業務だけである状態）  
 ※清算期の業務内容…現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡し（一般法人法第212条）



改正を要する規程類名
【改正】清算期移行に伴い、規程の構成等に変更が生じるもの
定款
役員等懲罰規程
評議員会運営規程
役員等候補者選考委員会設置要綱
役員等旅費規程

読み替え※を要する規程類名
【継続・読み替え】読み替えのみとし、改正を要しないもの
役員等行動規範
役員等懲罰指針
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第213条及び第224条の趣旨を踏まえ、清算法人への移行に係る定型的な規程文言の読み替えにて対応が可能なもの

公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等懲罰規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等懲罰規程</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行のとおり)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 本規程の適用対象者は、以下の各号の者とする（以下「役員等」という。）。</p> <p>一 定款第11条に定める評議員</p> <p>二 定款第24条に定める役員（<u>清算人</u>及び監事）</p> <p>第 3 条 (現行のとおり)</p> <p>(違反行為)</p> <p>第 4 条 違反行為とは、第 2 条に規定した者が行う次の各号に該当する行為をいう。</p> <p>一～二 (現行のとおり)</p> <p>三 <u>誓約書及び役員等就任に際して届出を行う就任承諾書等</u>において虚偽の記載や報告をする行為</p>	<p>公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等懲罰規程</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 本規程の適用対象者は、以下の各号の者とする（以下「役員等」という。）。</p> <p>一 定款第11条に定める評議員</p> <p>二 定款第24条に定める役員（理事及び監事）</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(違反行為)</p> <p>第 4 条 違反行為とは、第 2 条に規定した者が行う次の各号に該当する行為をいう。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 利益相反管理規程第 6 条に定める自己申告書、誓約書及びチェックシートにおいて虚偽の記載や報告をする行為</p>

<p>四～十三 （現行のとおり）</p> <p>十四 正当な理由なく <u>評議員会等</u>の会合を複数回続けて欠席する行為</p> <p>十五～十六 （現行のとおり）</p> <p>（違反行為に対する処分の種類・内容）</p> <p>第5条 （現行のとおり）</p> <p>（審査機関）</p> <p>第6条 前条の処分は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同事例における処分内容、情状等を踏まえて、<u>事務局長及び人事所管課</u>が中立かつ公平に<u>審査する。</u></p> <p><u>なお、事務局長及び人事所管課は、審査に際し、必要に応じて有識者等から必要な知見及び助言を得ることとする。</u></p> <p>第7条～第8条 （現行のとおり）</p> <p>（調査手続）</p> <p>第9条 第2条に規定する者が第4条に規定する違反行為を行ったおそれがあると認められる場合は、以下の手続を行う。ただし、当法人公益通報処理要綱に基づく調査が行われている場合には、当該調査をもって、本規程に基づく調査に代えることができる。</p> <p><u>一 清算人は、事務局長に対し、その事案に関する調査を指示する。</u></p>	<p>四～十三 （略）</p> <p>十四 正当な理由なく評議員会や理事会等の会合を複数回続けて欠席する行為</p> <p>十五～十六 （略）</p> <p>（違反行為に対する処分の種類・内容）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（審査機関）</p> <p>第6条 前条の処分は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同事例における処分内容、情状等を踏まえて、第三者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が中立かつ公平に審査し、事務総長に答申する。ただし、調査対象者が事務総長の場合は、会長に答申する。</p> <p>第7条～第8条 （略）</p> <p>（調査手続）</p> <p>第9条 第2条に規定する者が第4条に規定する違反行為を行ったおそれがあると認められる場合は、以下の手続を行う。ただし、当法人公益通報処理要綱に基づく調査が行われている場合には、当該調査をもって、本規程に基づく調査に代えることができる。</p> <p>一 役員等（事務総長を除く。）に関する手続</p>
--	--

二 事務局長は、調査を行い、清算人に調査結果の報告を行う。  
三 清算人は、違反行為に対する当法人の処分が必要とされたときは、事実調査に基づく処分審査と処分案を決定する。

2 (削除)

2 前項の調査において、清算人が関係する又はその疑いがあることが判明したときは、監事に報告し、対応を協議しなければならない。  
3 清算人は、処分審査が行われるに当たり、審査対象者に対し、審査対象行為について可能な限り書面を交付するものとする。

(意見陳述の機会の付与)  
第10条 (現行のとおり)

イ 事務総長は、総務部長に対し、その事案に関する調査を指示する。  
ロ 総務部長は、調査を行い、事務総長に調査結果の報告を行う。  
ハ 事務総長は、違反行為に対する当法人の処分が必要とされたときは、審査委員会に対し、事実調査に基づく処分審査と処分案を付議する。

二 事務総長に関する手続き

イ 会長は、総務部長に対し、その事案に関する調査を指示する。  
ロ 総務部長は、調査を行い、会長に調査結果の報告を行う。  
ハ 会長は、違反行為に対する当法人の処分が必要とされたときは、審査委員会に対し、事実調査に基づく処分審査と処分案を付議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査委員会は、相当と認める場合、調査を開始するよう事務総長又は会長に通知することができる。

3 前2項の調査において、理事が関係する又はその疑いがあることが判明したときは、監事に報告し、対応を協議しなければならない。

4 事務総長又は会長は、処分審査が行われるに当たり、審査対象者に対し、審査対象行為について可能な限り書面を交付するものとする。

(意見陳述の機会の付与)  
第10条 (略)

<p>(処分の決定)</p> <p>第11条 当法人の処分が必要とされた場合は、以下の手続を行う。</p> <p><u>一 清算人は、評議員会に処分案を付議する。</u></p> <p><u>二 評議員会は、上記の付議を審議し、処分決定を行い、処分対象者に対し、書面をもって処分決定を通知する。</u></p>	<p>(処分の決定)</p> <p>第11条 当法人の処分が必要とされた場合は、以下の手続を行う。</p> <p>一 役員等（事務総長を除く）に関する手続</p> <p>イ 審査委員会は、第9条第1項第一号ハに基づく処分案を、事務総長に対し、審査終了後可及的速やかに書面をもって答申する。</p> <p>ロ 事務総長は審査委員会による答申の内容を審議し、評議員会に処分案を付議する。</p> <p>ハ 評議員会は、上記ロの付議を審議し、処分決定を行い、処分対象者に対し、書面をもって処分決定を通知する。</p> <p>二 事務総長に関する手続</p> <p>イ 審査委員会は、第9条第1項第二号ハに基づく処分案を、会長に対し、審査終了後可及的速やかに書面をもって答申する。</p> <p>ロ 会長は審査委員会による答申の内容を審議し、評議員会に処分案を付議する。</p> <p>ハ 評議員会は、上記ロの付議を審議し、処分決定を行い、処分対象者に対し、書面をもって処分決定を通知する。</p>
<p>2 (現行のとおり)</p> <p>(処分の公表)</p> <p>第12条 当法人は、別に定める公表基準に基づき、<u>第11条第1項第二号</u>の処分決定がなされた場合は、処分対象者のプライバシーその他の</p>	<p>2 (略)</p> <p>(処分の公表)</p> <p>第12条 当法人は、別に定める公表基準に基づき、第11条第1項第一号ハ及び第11条第1項第二号ハの処分決定がなされた場合は、処分</p>

具体的事情を考慮した上で適切と判断する事項を、公表するものとする。

第13条～第16条 (現行のとおり)

## 第 2 章 雑 則

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、評議員会で決定する。

(委任)

第18条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、清算人が定める。

附 則

本規程は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。

対象者のプライバシーその他の具体的事情を考慮した上で適切と判断する事項を、公表するものとする。

第13条～第16条 (略)

## 第 2 章 雑 則

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、事前に審査委員会の意見を徴し、評議員会で決定する。

(委任)

第18条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、事務総長が定める。

附 則

本規程は、令和5年7月12日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。

(新設)

公益財団法人東京2025世界陸上財団 評議員会運営規程 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">公益財団法人東京2025世界陸上財団 評議員会運営規程</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 評 議 員 会 の 招 集</p> <p>(招集の手続)</p> <p>第2条 評議員会を招集する場合には、<u>清算人</u>が次の事項を定める。</p> <p>一～三 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第3条 評議員会を招集するには、<u>清算人</u>(前条第2項の場合にあっては、当該評議員)は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">公益財団法人東京2025世界陸上財団 評議員会運営規程</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 評 議 員 会 の 招 集</p> <p>(招集の手続)</p> <p>第2条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(招集の通知)</p> <p>第3条 評議員会を招集するには、会長(前条第2項の場合にあっては、当該評議員)は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。ただし、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が招集する。</p>

2 **清算人**は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3～4 (現行のとおり)

### 第 3 章 評 議 員 会 の 議 事

第 4 条～第 5 条 (現行のとおり)

(**清算人**等の出席及び説明等)

第 6 条 **清算人**又は監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の指示に従い、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第59条各号に定める場合は、この限りでない。

2 当法人の職員及び弁護士等は、議長、**清算人**又は監事を補助するため、議長の許可を得て評議員会に出席することができる。

(評議員会の決議事項)

第 7 条 評議員会は、次の事項を決議する。

- 一 **清算人**及び監事の選任及び解任
- 二 評議員及び**清算人**、監事の懲罰
- 三 **清算人**及び監事の報酬等の額

2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3～4 (略)

### 第 3 章 評 議 員 会 の 議 事

第 4 条～第 5 条 (略)

(理事等の出席及び説明等)

第 6 条 理事又は監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の指示に従い、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第59条各号に定める場合は、この限りでない。

2 当法人の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するため、議長の許可を得て評議員会に出席することができる。

(評議員会の決議事項)

第 7 条 評議員会は、次の事項を決議する。

- 一 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
- 二 評議員及び理事、監事の懲罰
- 三 理事及び監事の報酬等の額

四 清算人、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準  
五 貸借対照表の承認

六～十 (現行のとおり)

十一 重要な事項として清算人が評議員会に付議した事項  
十二～十三 (現行のとおり)

十四 清算人及び監事が評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任  
十五～十七 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(決議)

第8条 (現行のとおり)

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 (現行のとおり)

二 清算人、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準  
三～五 (現行のとおり)

3 清算人又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。清算人又は監事の候補者の合計数が定款第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を

四 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準  
五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

六～十 (略)

十一 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項  
十二～十三 (略)

十四 理事及び監事が評議員会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任  
十五～十七 (略)

2 (略)

(決議)

第8条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 (略)

二 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準  
三～五 (略)

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任

選任することとする。

(決議の省略)

第9条 清算人が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第10条 清算人が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第11条 (現行のとおり)

#### 第 4 章 事 務 局

(事務局)

第12条 評議員会の事務局事務は、総務課がこれを行う。

#### 第 5 章 雑 則

することとする。

(決議の省略)

第9条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第10条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第11条 (略)

#### 第 4 章 事 務 局

(事務局)

第12条 評議員会の事務局事務は、企画部がこれを行う。

#### 第 5 章 雑 則

第13条 (現行のとおり)

附 則

本規程は令和5年7月12日から施行する。

附 則

本規程は令和5年9月15日から施行する。

附 則

本規程は令和6年4月1日から施行する。

附 則

本規程は令和8年4月1日から施行する。

第13条 (略)

附 則

本規程は令和5年7月12日から施行する。

附 則

本規程は令和5年9月15日から施行する。

附 則

本規程は令和6年4月1日から施行する。

(新設)

別表 議事録記載事項

1 通常の評議員会

- 一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない清算人、監事又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 四 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - ハ 監事が、清算人が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
- 二 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 五 評議員会に出席した評議員、清算人又は監事の氏名又は名称
- 六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 八 その他法令に定める事項

2 定款第 21 条に定める決議の省略

- 一 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 二 上記一号の事項を提案した清算人の氏名
- 三 評議員会の決議があったものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 定款第 22 条に定める報告の省略

- 一 評議員会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 二 評議員会への報告を要しないものとされた日
- 三 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

別表 議事録記載事項

1 通常の評議員会

- 一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は評議員が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- 四 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
- 二 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 五 評議員会に出席した評議員、理事又は監事の氏名又は名称
- 六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 八 その他法令に定める事項

2 定款第 21 条に定める決議の省略

- 一 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 二 上記一号の事項を提案した理事の氏名
- 三 評議員会の決議があったものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 定款第 22 条に定める報告の省略

- 一 評議員会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 二 評議員会への報告を要しないものとされた日
- 三 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 役員等候補者選考委員会設置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等候補者選考委員会設置要綱</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(選考委員会の設置及び任務)</p> <p>第2条 当財団の役員等候補者について、その資質や能力を確認し、役員等の選考を適切に行うため、選考委員会を設置する。</p> <p>2 選考委員会は、当財団における役員(清算人、監事)及び評議員の候補者について選考し、評議員会に対して推薦を行う。</p> <p>第3条～第5条 (現行のとおり)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 選考委員会の庶務は、総務課において行う。</p> <p>第7条～第8条 (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>本要綱は、令和6年4月20日から施行する。</p>	<p>公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等候補者選考委員会設置要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(選考委員会の設置及び任務)</p> <p>第2条 当財団の役員等候補者について、その資質や能力を確認し、役員等の選考を適切に行うため、選考委員会を設置する。</p> <p>2 選考委員会は、当財団における役員(理事、監事)及び評議員の候補者について選考し、評議員会に対して推薦を行う。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 選考委員会の庶務は、企画部において行う。</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>本要綱は、令和6年4月20日より施行する。</p>

附 則

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(新設)

公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等旅費規程 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等旅費規程</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>2 前項に規定する役員等の区分は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>清算人、監事及び評議員</u></li> <li>二 <u>前号に準ずる当法人外の者</u></li> <li>三 <u>(削除)</u></li> </ul> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(出張依頼)</p> <p>第2条 出張のための旅行は、<u>清算人</u>による出張依頼によって行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 <u>(削除)</u></li> <li>二 <u>(削除)</u></li> </ul> <p>2 前項に規定する出張依頼は、事前に書面又は口頭で行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員等旅費規程</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項に規定する役員等の区分は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 会長</li> <li>二 前号以外の理事、監事及び評議員</li> <li>三 前2号に準ずる当法人外の者</li> </ul> <p>3 (略)</p> <p>(出張命令等)</p> <p>第2条 出張のための旅行は、次の区分に応じて、会長による出張命令又は出張依頼によって行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 前条第2項第一号及び第二号に定める者のうち常勤の者が旅行する場合 出張命令</li> <li>二 前号以外の役員等が旅行する場合 出張依頼</li> </ul> <p>2 前項に規定する出張命令等は、事前に書面又は口頭で行うものとする。</p>

第3条～第7条 (現行のとおり)

第2章 旅 費

第8条～第9条 (現行のとおり)

(その他の交通機関)

第10条 その他の交通機関の料金は、次の各号に定める運賃による。

一 運賃の等級を2階級以上に区分する交通機関による旅行の場合  
においては、最上級の直近下位の級の運賃の範囲内の実費額

イ (削除)

ロ (削除)

二 (現行のとおり)

第11条 (現行のとおり)

第3章 旅 費 の 調 整

(旅費の調整)

第12条 清算人は、旅行目的の性質、出張先の実情、その他特別の事

第3条～第7条 (略)

第2章 旅 費

第8条～第9条 (略)

(その他の交通機関)

第10条 その他の交通機関の料金は、次の各号に定める運賃による。

一 運賃の等級を2階級以上に区分する交通機関による旅行の場合  
においては、次に規定する運賃

イ 第1条第2項第一号に定める者については、最上級の運賃の  
範囲内の実費額

ロ 第1条第2項第二号、第三号に定める者については、最上級  
の直近下位の級の運賃の範囲内の実費額

二 (略)

第11条 (略)

第3章 旅 費 の 調 整

(旅費の調整)

第12条 会長は、旅行目的の性質、出張先の実情、その他特別の事情

<p>情により、本規程による旅費の支給を妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第13条 本規程の実施に際し必要な事項は、<u>清算人</u>が別に定めるものとする。</p> <p>第14条 (現行のとおり)</p> <p>附 則 本規程は、令和5年7月12日から施行し、令和5年6月30日から適用する。</p> <p>附 則 本規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>本規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>により、本規程による旅費の支給を妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。</p> <p>(補則)</p> <p>第13条 本規程の実施に際し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則 本規程は、令和5年7月12日から施行し、令和5年6月30日から適用する。</p> <p>附 則 本規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

別表1 国内旅行の宿泊料

区分	宿泊料（1夜につき）
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>清算人</u> 、監事及び評議員並びにこれらに準ずる当法人外の者	16,500 円

別表2 外国旅行の日当及び宿泊料

区分	日当	宿泊料
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>清算人</u> 、監事及び評議員並びにこれらに準ずる当法人外の者	9,400 円	29,000 円

※機中泊を除く。

別表1 国内旅行の宿泊料

区分	宿泊料（1夜につき）
会長	19,100 円
理事、監事及び評議員並びにこれらに準ずる当法人外の者	16,500 円

別表2 外国旅行の日当及び宿泊料

区分	日当	宿泊料
会長	13,100 円	40,200 円
理事、監事及び評議員並びにこれらに準ずる当法人外の者	9,400 円	29,000 円

※機中泊を除く。

本年1月に公表した収支見通しについて、**その後の収支状況等を反映させて更新**

➡ **収入・支出ともに162億51百万円となり、収支均衡を達成**

## 収入

(単位：百万円)

項目	決算見通し（最終）
日本陸連	991
協賛金・寄付金等	4,015
チケット	4,910
国	2,000
東京都	4,335
計	16,251

## 支出

(単位：百万円)

項目	決算見通し（最終）
仮設等	3,520
輸送・警備	1,658
オペレーション	5,527
管理・広報等	5,546
計	16,251

(単位：百万円)

項目	支出	主な内容
<b>仮設等</b>	<b>3,520</b>	
仮設設備等	2,591	仮設の建築物・電気設備等の整備
情報設備	929	通信ネットワーク設備、OA機器、計測機器等の整備
<b>輸送・警備</b>	<b>1,658</b>	
国内輸送・物流	971	選手等の大会関係者に対する国内輸送サービスの提供、貨物等の物流に係る管理・運営
警備	687	競技会場等の警備、マラソン・競歩競技に係る路上警備
<b>オペレーション</b>	<b>5,527</b>	
競技運営	2,071	マラソン・競歩競技の運営、競技備品等の調達、イベントプレゼンテーションの実施運営、選手に対する賞金の負担
会場運営	732	競技会場等における観客の誘導、什器の調達、練習会場等の会場設営
宿泊・飲食・渡航	2,318	選手等の大会関係者に対する宿泊・飲食・渡航サービスの提供
医療	107	選手等の大会関係者に対する医療サービスの提供
ボランティア	48	ボランティアの募集・管理運営・研修の実施
会場等の装飾	153	競技会場等の装飾の計画・実施
式典	98	開閉会式、メダルセレモニーの実施
<b>管理・広報等</b>	<b>5,546</b>	
人件費・管理費等	1,755	職員人件費、OA機器・什器等の調達、保険料、消費税
メディア関連	1,865	大会映像配信のために必要な経費の負担等
広報・気運醸成	351	チケットプロモーション・気運醸成、マスコット製作・運営、新聞広告・デジタル広告、大会ロゴの作成
チケット関連	403	チケット販売管理システムの構築・運営
スポンサー関連	1,052	スポンサーの募集・販売権に係る経費
日本陸連への拠出	80	レガシー事業に係る日本陸連への拠出金
清算対応	40	清算法人としての運営経費（※ 予備費として0.2億円含む）
<b>支出計</b>	<b>16,251</b>	

収入

項目	当初計画 (R5.12)	最終計画 (R7.8)	最終見通し (R8.3)
日本陸連	10億円	10億円	9.91億円
協賛金・ 寄付金等	30億円	40億円	40.15億円
チケット	30億円	44億円	49.10億円
国	80億円 (注1)	20億円	20.00億円
東京都		60億円	43.35億円
<b>計</b>	<b>150億円</b>	<b>174億円</b>	<b>162.51億円</b>

注1 当初計画では、「その他」として計上

※財政計画は億円単位で記載、最終見通しは百万円単位まで記載

支出

項目	主な内容	当初計画 (R5.12)	最終計画 (R7.8)	最終見通し (R8.3)
仮設等	仮設設備、情報設備等	30億円	36億円	35.20億円
輸送・警備	輸送、会場警備、 路上警備等	15億円	16億円	16.58億円
オペレーション	競技運営、会場運営、 宿泊・飲食・渡航等	55億円	60億円	55.27億円
管理・ 広報等	人件費・管理費 メディア関連 スポンサー関連等	45億円	56億円	55.46億円
予備費		5億円	6億円	(注2)
<b>計</b>		<b>150億円</b>	<b>174億円</b>	<b>162.51億円</b>

注2 緊急対応として予備費を活用した支出分(0.9億円)は各支出項目に計上